

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 後	備 考
<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領</p> <p>1～6 【省略】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>	<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領</p> <p>1～6 【省略】</p> <p>7 衛星通信サービス等の利用に関する試行 固定回線や携帯ネットワークが整備されていない山間奥地等の現場の工事又は通信環境が脆弱でデータ通信が困難な現場の工事において遠隔臨場を実施する場合は、近年開発されている衛星通信機器を利用した衛星通信サービスを利用できるものとする。また、固定回線や携帯ネットワークが整備されていない山間奥地等の現場の工事において遠隔臨場を実施しない場合は、衛星携帯電話等を利用できるものとする。 詳細については、別紙に定める。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(別紙) 衛星通信サービス等の利用に関する試行について</p> <p>1. 対象工事 1) 遠隔臨場を実施する工事 以下の条件を満たし、契約後に受注者が希望する場合は、受発注者間で協議のうえ、衛星通信サービスを利用することができる。 【適用条件】 ① 段階確認等を映像確認（把握）できる工種の工事 ② 固定回線や携帯ネットワークが整備されていない現場の工事 ③ 携帯ネットワークが整備されているが、通信環境が脆弱でデータ通信が困難な現場の工事 2) 遠隔臨場を実施しない工事 固定回線や携帯ネットワークが整備されていない現場の工事で契約後に受注者が希望する場合は、受発注者間で協議のうえ、衛星携帯電話等を利用することができる。</p>	<p>衛星通信サービス利用に関する試行についての項目を追記</p> <p>附則を追記</p> <p>衛星通信サービス利用に関する試行についての内容を追記</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 後	備 考
	<p>2. 実施に関する協議</p> <p>1) 現場条件の確認 受注者は、あらかじめ工事現場の通信状況等を確認することとする。</p> <p>2) 施工計画書（工事打合簿） 受注者は、施工計画書に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。なお、当初、衛星通信サービス等の利用を予定していなかったが、途中から利用する場合は、工事打合簿に以下を記載して監督員の確認を受けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適用種別（段階確認、材料確認、立会） ②衛星通信サービスの種類 ③使用機器 ④契約サービス ⑤利用期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><施工計画書記載例></p> <p>(4) 施工管理計画</p> <p>本工事では「富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領」における（別紙）「衛星通信サービス等の利用に関する試行について」に基づき、次のとおり衛星通信サービス等を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適用種別：段階確認および立会 ② 衛星通信サービスの種類：Starlink（スペースX社） ③ 使用機器：Starlink専用アンテナ、Starlinkルーター ④ 契約サービス：ビジネスプラン（優先データプラン40GB） ⑤ 利用期間：令和6年7月～令和6年11月（5か月間） </div> <p>3. 事前準備</p> <p>1) 機器の調達等 受注者が使用する機器等は受注者が調達することとする。また、受注者は現地での利用の際に、機器の設置方法・利用方法が電波法等に抵触しないか確認すること。</p> <p>2) 機器等の確認 受注者は、調達した機器等により段階確認等が支障なく適正に行えるよう、事前の確認を行うものとする。</p> <p>そのうえで、監督員が、支障があり適正に行えないと判断した場合には、受発注者間で協議し、機器等の変更を行うか、実施の全部または一部を取り止めるものとする。</p> <p>4. 費用の負担 衛星通信サービス等の利用に係る費用は、設計変更時に必要額を積上げ計上する。なお、積上げ方法については下記の通信手段選択フローを参考にすること。</p>	

新旧対照表

現 行	改 定 後	備 考
	<p>【通信手段選択フロー】</p> <p>【積み上げ項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①衛星通信機器の賃料 ②月々の通信料 ③その他（必要な付属品、アプリのライセンス代等）※設置・設定費は除く <p>1) ①の枠に該当する場合</p> <p>山間奥地等の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、緊急連絡体制の確保に必要な通信手段として経費を計上することができるものとする。</p> <p>衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費の安全費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。</p> <p>なお、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。</p> <p>2) ②の枠に該当する場合</p> <p>衛星通信機器は、通信環境が脆弱でデータ通信が困難な場所での遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、経費の計上をすることができるものとする。</p> <p>衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費</p>	

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 後	備 考														
	<p>の技術管理費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。</p> <p>なお、現場管理費率及び一般管理費率の対象外とする。</p> <p><積算例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基礎価格 (例)</th> <th>標準使用 年数</th> <th>年間標準 供用日数</th> <th>維持修理 費率</th> <th>年間管理 費用率</th> <th>残存率</th> <th>換算供用1日 当たり損料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>96千円</td> <td>5.5年</td> <td>160日</td> <td>25%</td> <td>8%</td> <td>7%</td> <td>176円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※森林整備保全事業建設機械経費積算要領 建設機械損料計算表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用 基礎価格には衛星通信機器の価格を例として計上 換算供用1日当たり損料1,841(×10⁻⁶)×基礎価格(96,000円)で算出 176円×現場供用日数=通信機器等の費用として積み上げ計上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{換算供用1日当たり損料} = \left(\frac{1 - \text{残存率} + \text{維持管理費率}}{\text{標準使用年数}} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$ </div> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が所有する機器等を使用する場合は費用を負担しないこととするが、追加で機器が必要となった場合は受発注者間で協議のうえ費用を算出する。 ・機器等を当該工事以外と共有して利用する場合は、費用の計上については対象外とする。 ・発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なもの（衛星通信機器は除く）は対象外とする。 <p>5. 特別仕様書への明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次について特別仕様書に記載するものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第〇〇条 衛星通信サービス等の利用の試行について</p> <p>この工事では、受注者が「富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領」における（別紙）「衛星通信サービス等の利用に関する試行について」の実施を希望するとともに、工事特性を踏まえ、衛星通信サービス等の実施が見込めると受発注者間の協議が整った場合、衛星通信サービス等の利用に関する試行工事とする。</p> <p>試行を実施する場合の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>衛星通信サービス等を導入することにより、山間奥地等の通話圏外における緊急時の安全確保や通信環境が脆弱な場所でのデータ通信の改善等を行うものである。</p> <p>なお、本試行工事は「富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領」における（別紙）「衛星通信サービス等の利用に関する試行について」に基づき実施する。</p> </div>	基礎価格 (例)	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持修理 費率	年間管理 費用率	残存率	換算供用1日 当たり損料	96千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	176円	
基礎価格 (例)	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持修理 費率	年間管理 費用率	残存率	換算供用1日 当たり損料										
96千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	176円										

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 後	備 考
	<p>6. その他 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議のうえ、これを定めるものとする。</p>	